

障害厚生年金
と同じ。
被保険者であること
において、障害の程度が1級～3級に該当すること。
定日 から1年6カ月経過した日。その間に治った日。
報酬月額) × 7.5/1000 × (平成15年3月までの被保険月数) + (平均標報酬額) × 5.769/1000 × (平成15年被保険者期間の月数)] × 1.031 × 0.985 × 1.25 + 妻の加00円)
報酬月額) × 7.5/1000 × (平成15年3月までの被保険月数) + (平均標報酬額) × 5.769/1000 × (平成15年被保険者期間の月数)] × 1.031 × 0.985 + 妻の加算円)
報酬月額) × 7.5/1000 × (平成15年3月までの被保険月数) + (平均標報酬額) × 5.769/1000 × (平成15年被保険者期間の月数)] × 1.031 × 0.985
障額 (594,200円)
間が300月 (=25年) に満たないときは300月します。

<表4-2>障害等級について

	障害の状態
一級	1級とは、他人の介助を受けなければほとんど自分の用を弁ずることができない程度の状態をいう。 (具体例) ① 両眼の視力の和が0.04以下の場合 ② 両手のすべての指を失った場合 ③ 両足を足関節以上で失った場合 ④ その他
二級	2級とは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが日常生活は極めて困難で、就労ができない程度の状態をいう。 (具体例) ① 両眼の視力の和が0.05以上0.08以下の場合 ② 片手のすべての指を失った場合 ③ 片足を足関節以上で失った場合 ④ その他
三級 (障害厚生年金のみ)	3級とは、就労に著しい制限を受ける程度の状態をいう。 (具体例) ① 両目の視力が0.1以下に低下した場合 ② 片手の3大関節のうち、2関節に著しい障害を残す場合 ③ 片足の3大関節のうち、2関節に著しい障害を残す場合 ④ その他

生年金

参考 特別障害給付金

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として、平成17年4月に「特別障害給付金制度」が創設されました。

支給の対象となる方は、①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生または②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者(厚生年金、共済組合等の加入者)の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方です。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限られます。

支給額は、障害基礎年金1級に該当する方で月額49,850円、障害基礎年金2級に該当する方で月額39,880円です。なお、支給額は毎年度物価の変動に応じて改定されます。また、本人の所得によっては、支給額が全額又は半額、制限される場合があります。

請求の窓口は住所地の市区町村役場です。